「令和5年度石川県食品衛生監視指導計画(案)」 に対するパブリックコメントの結果について

- 1 募集期間 令和5年2月17日(金)~3月17日(金)
- 2 寄せられたご意見 3件(1通)

No. ご意見 左記に対する考え方

第2 監視指導の実施体制

1 令和4年計画には「総合衛生管理製造 過程の承認を受けた施設」との記載があ り、今回は削除されていますが、その理 由をお聞かせください。 総合衛生管理過程の承認を受けた施設とは、営業者自らが HACCP の考え方に基づいて衛生管理等を行い、厚生労働省から個別に承認を受けた施設です。平成30年6月13日に公布された「食品衛生法等の一部を改正する法律」により、すべての事業者に HACCP に沿った衛生管理の実施が義務化されたため、令和2年5月31日をもって、総合衛生管理製造過程の承認制度は廃止となりました。令和4年度中に対象施設がなくなったため、令和5年度の計画から削除しました。

第4 具体的施策

令和4年、全国の食中毒発生状況等(※厚生労働省-食中毒統計資料より)では、アニサキスなどの寄生虫による発生が580件(前年比167%)となっており、5年程前から寄生虫(主にアニサキス)を病因物質とした食中毒の発生が急増し、全体発生件数の6割を超えています。また、直近3年間の累計では10月が最多となっているようです。

石川県において、アニサキスによる食中毒は昨年より減少はしていますが、5件と多発しています。令和5年の計画において、アニサキスによる食中毒予防についての指導は、発生状況を踏まえてとなっていますが、計画的に監視指導ができるよう秋期一斉監視指導(9~10月)の中に位置づけてはいかがでしょうか。

県では、近年アニサキスによる食中毒の発生が多発していることから、一斉監視指導や通年の個別の立入検査の際に、直接営業者へ指導を行っています。

ご意見のとおり、全国では10月の発生件数が最多となっていますが、石川県では年間を通してアニサキスによる食中毒が発生していることから、令和5年度も引き続き、食品事業者等への指導を強化するとともに、年間を通して各一斉監視指導や様々な機会をとらえ、監視・指導を実施してまいります。

3 「HACCP の実施支援」について、基本的方 針、第3. 監視指導事項には触れられてい ますが、第4 具体的施策に HACCP に沿っ た衛生管理の実施状況の確認及び指導・ 助言の具体的な行動内容を追記してはい かがでしょうか。 HACCP の実施支援の具体的な行動内容については、令和4年度の監視指導計画では、第4 具体的施策に記載しておりましたが、令和5年度の監視指導計画では、第8 食品等事業者が自ら実施する衛生管理(HACCP)の推進 3 HACCPの取組支援に記載しました。

令和5年度も引き続き食品等事業者に対し、講習会等を通じて HACCP に沿った衛生管理の実施に関する情報提供を行うほか、施設規模や業態によって確認・指導する内容が異なることから、営業許可取得・更新時や通常の立入検査時及び一斉監視指導時など、あらゆる機会を捉え、それぞれの施設に応じた衛生管理の実施状況を確認し、必要な指導・助言を行ってまいります。